

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02047

研究課題名（和文）損金不算入制度の国際的差異に関する理論的研究

研究課題名（英文）Theoretical Study on International Differences in Non-Deductible Expenses

研究代表者

村上 裕太郎（MURAKAMI, Yutaro）

慶應義塾大学・経営管理研究科（日吉）・准教授

研究者番号：30434591

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、事業活動に伴う経費の損金算入制度が、努力水準や報酬契約などの企業行動にどのような影響を与えるかを分析した。これらの活動は企業価値を創造し、消費財の本質的な特性によりエージェントに利益をもたらすため、プリンシパルはエージェントにインセンティブを課すことと損金不算入による税負担増とのトレードオフに直面する。さらに、政府が柔軟に損金不算入割合を変更できる場合の分析をした。その結果、損金不算入割合が柔軟であるか否かによって、法人税率の影響、および損金不算入費用に対するエージェントの選好の影響が異なることが分かった。この結果は、様々な国が異なる損金不算入ルールを適用している理由を説明できる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は大きく2つある。第一に、費用の損金不算入制度が、インセンティブ率、エージェントの努力水準、プリンシパルの期待効用にどのような影響を与えるかを分析したことである。固定報酬の一部が損金不算入となるケースを分析した先行研究はあるが、事業活動に伴う経費が損金不算入となるケースを分析した研究は、私の知る限り存在しない。第二に、本研究では、政策を柔軟に変更できる政府が損金不算入割合を決定するケースを検討した。その結果、税率が企業行動に与える影響は、政府が損金不算入率を柔軟に変更できるか否かによって異なることが分かった。この結果は、国によって損金不算入のルールが異なる理由を説明できる。

研究成果の概要（英文）：This study analyzes how a tax system, in which expenses associated with business activities are only partially deductible for tax purposes, affects corporate behavior, including the effort level and compensation contracts. Since these activities create firm value and benefit the agent due to the inherent characteristics of consumption goods, the principal faces a trade-off between letting agents work with high-powered incentives and the tax payments resulting from non-deductible expenses. Further, we consider a government's behavior to analyze the case in which the government can flexibly change the non-deductible ratio. We find that the impacts of the corporate tax rate and the agent's preference for activities that incur tax non-deductible expenses depend on whether the non-deductible ratio is flexible. This result partially explains why various countries apply different rules for non-deductible expenses.

研究分野：税務会計

キーワード：契約理論 損金不算入制度 政策変更の柔軟性

1. 研究開始当初の背景

(1) 損金不算入費用について

内国歳入庁(IRS)発行の 535 号は、事業経費について「事業またはビジネスを遂行するための費用であり、事業が利益を上げるために運営されている場合には、通常、控除の対象となる」と説明している。さらに、損金算入可能な経費については、次のように説明されている。

損金算入されるためには、事業経費は通常かつ必要なものでなければならない。通常の経費とは、その業界で一般的に認められているものである。必要な経費とは、自身の商売やビジネスに役立ち、適切な経費のことである。

また、IRS は、個人的な経費、接待交際費、賄賂・キックバック、慈善寄付、事業に直接関係のない教育費、ロビー活動費、罰金・科料、政治献金など、損金算入が制限される経費の例を示している。これらの経費は、事業収益と密接な関係がないため、一般的に損金不算入となるが、なかには企業にとって重要な経費もある。例えば、慈善寄付は、企業がより高い価格で製品を販売することを可能にしたり (Besley and Ghatak, 2007)、品質シグナルとして機能する (Elfenbein et al., 2012)、企業のロビー活動に関しては、Yu and Yu (2011) が、様々な要因をコントロールした上で、ロビー活動を行っている不正企業は、そうでない企業と比較して、摘発されるハザード率が有意に低いことを発見している。交際費に関する最近の研究では、新興国に焦点を当て、交際費用を含むネットワーク経費の役割を検証しているものがある。Liu et al. (2021) は、中国企業のデータに基づき、交際費によって測定されるネットワーク経費の企業業績に対するプラスの効果は、研究開発費よりも弱くないことを実証している。

多くの企業にとって重要な価値を持つこれらの重要な経費の一部は、損金算入が制限されているが、損金不算入税制が企業行動、ひいては企業価値に与える影響を分析した研究はほとんどない。そこで本研究では、税務上、事業活動に関連する費用の損金算入を制限する税制が、経営者の努力水準や報酬契約などの企業行動にどのような影響を与えるかを分析する。

(2) 損金不算入割合の国際比較

世界を見渡すと、損金不算入の範囲と損金不算入割合は大きく異なる。例えば、接待交際費用の損金算入率について世界比較を行うと、交際費が全額損金算入される国 (フランスなど)、全額損金算入されない国 (英国など)、一部損金算入される国 (米国、ドイツ、日本など) で税制が異なることがわかる。慈善寄付に関しては、全額損金算入できる国 (英国やオーストラリアなど) もあれば、課税所得に対して一定の割合まで損金算入できる国 (米国やドイツなど) や、原則として損金算入できない国 (フランスやスペインなど) もある。

本研究では、政府の行動原理を考えることによって、国によって損金不算入割合が異なる理由を説明することも試みる。損金不算入割合はどのような外部環境変数によって、上昇・下降するのかを明らかにする。さらに、政府が損金不算入割合を自由に動かせる場合 (政策変更コストが低い場合) と動かせない場合 (政策変更コストが高い場合) の結果を比較する。

2. 研究の目的

本研究の目的は、費用の損金不算入制度に着目し、「損金不算入制度が企業活動にどのような影響を及ぼしているのか」および「なぜ、世界各国で損金不算入制度が異なっているのか」について理論的に明らかにすることである。具体的には、Hölmstrom and Milgrom (1991) のマルチタスクのエージェンシー・モデルに、明示的な意思決定者としての政府を導入することによってモデルを拡張する。すなわち、想定するタイムラインは次のようになる。政府が税金を最大にするように損金不算入割合を決める、株主 (プリンシパル) は損金不算入制度を所与として、経営者 (エージェント) に対して報酬契約を提示する、経営者 (エージェント) は提示された報酬契約を受け入れるか受け入れないかを決め、受け入れる場合は一部が損金不算入となる活動 (接待交際活動) の水準を決める、不確実性が解消し、報酬契約にしたがって報酬が支払われる。

本研究の貢献は大きく 2 つある。第一に、事業活動に伴う費用の一部損金算入が、インセンティブ率、エージェントの努力水準、プリンシパルの期待効用にどのような影響を与えるかを分析したことである。固定報酬の一部が損金不算入となるケースを分析した先行研究はいくつか存在するが、事業活動に伴う経費が損金不算入となるケースを分析した研究は、筆者の知る限り存在しない。第二に、本研究では、政策を柔軟に変更できる政府が損金不算入割合を決定するケースを検討している。その結果、税率が企業行動に与える影響は、政府が損金不算入割合を柔軟に変更できるかどうかによって異なることがわかった。我々のモデルは部分均衡を考慮しているため、政府の行動の一面を分析したに過ぎないが、国によって損金不算入のルールが異なる理由

を（他の要因が同じであれば）部分的に説明できる可能性がある。

3. 研究の方法

本研究で検討する問題は、以下のモデルで説明できる。エージェントは労働から不効用を感じ、効用関数を持ち、一般に、この不効用は従事する労働によって増大する。そのためエージェントは、情報の非対称性がある状況において、怠けようとする。プリンシパルは、エージェントとの間で望ましい努力水準に関する契約を直接結ぶことができないので、エージェントに努力するよう動機付ける報酬契約を通じてインセンティブ（例えば、業績に応じた報酬）を提供する。標準的なモラル・ハザード・モデルでは、エージェントはリスク回避的であるため、報酬契約のみによって望ましい努力水準を達成することは困難である。本研究では、一般的なモラル・ハザード・モデルを拡張し、エージェントの生産活動から生じる費用の一部が損金不算入になることで、インセンティブ率、エージェントの努力水準、プリンシパルの期待効用に与える影響がどのような影響を受けるか分析する。次に、接待交際費のような消費財の特徴を持つ活動を考える。これらの活動は、本研究の設定においてエージェントの効用を増加させるので、プリンシパルはインセンティブを強化することなくエージェントの労働意欲を高めることができる。しかし、税制はこれらの経費の一部を損金不算入として扱うため、エージェントがこれらの活動に従事すればするほど、企業の納税額は増加する。もしプリンシパルがエージェントに対し、企業価値を向上させるような強力なインセンティブを課した場合、エージェントはより多くの努力をするが、これらの活動に関する費用は一部しか損金算入されないため、プリンシパルの納税額はより高くなる。

さらに、損金不算入割合の決定要因についても詳しく検証する。役得やFRINGE・ベネフィットに関するいくつかの理論的研究は、従業員の福利厚生と努力の関係に焦点を当てている（例えば、Rajan and Wulf, 2006; Marino and Zabojsnik, 2008; Oyer, 2008; Voßmerbäumer, 2013）。本研究は、経営者の交際費や経営者自身に対する教育費など、経営者の効用を高めるとされる損金不算入費用が発生する活動があることから、上述の先行研究と密接に関連している。しかし、本研究は2つの重要な点で先行研究と異なる。第一に、役得に関する先行研究では、プリンシパルがエージェントに提供する役得を決定するが、本研究では、エージェントは損金不算入費用を生み出す活動、すなわちエージェントの選択変数から利益を得る。第二に、先行研究では、FRINGE・ベネフィットに関する給与課税（個人所得税）に焦点が当てられているのに対し、本研究では、企業側の損金不算入費用を取り上げている。

4. 研究成果

本研究の主な結果は以下の通りである。Katuscák (2004)とは異なり、法人税率の変化は、経費が全額損金算入できない場合の報酬契約に影響を与える。これは、税率が上昇した場合、プリンシパルは損金不算入となる経費が発生する活動を抑制することで、追加的な納税を回避しようとするためである。さらに、税率がインセンティブ率に与える影響は、損金不算入割合の柔軟性（不算入割合が内生的かどうか）に依存する。損金不算入割合が硬直的（外生的）であれば、法人税率が上昇すると、インセンティブ率は低下するが、柔軟（内生的）であれば、法人税率が上昇すると、控除対象外比率が低下し、インセンティブ率が上昇することによって税収が増加し、より多くの事業活動を促すことができる。エージェントが損金不算入となる活動を選択する割合が与える影響も、損金不算入割合の柔軟性に依存する。損金不算入割合が硬直的な場合、エージェントの損金不算入活動への選好が高まれば、プリンシパルの期待効用は常に高まる。これに対して、柔軟である場合、エージェントの損金不算入活動への選好が強ければ強いほど、政府は損金不算入割合を引き上げることによって損金不算入活動を抑制し、プリンシパルの期待効用を低下させる可能性がある。

さらに、損金不算入割合の特徴については、次のような結果が得られた。第一に、法人税率と損金不算入割合の間には代替関係があり、法人税率が上昇すると政府は損金不算入割合を引き下げる。第二に、経営者が損金不算入となる活動から得るFRINGE・ベネフィットが大きければ、損金不算入比率は高くなる。この結果は、政府が決定する損金不算入割合は、損金不算入費用の特性によって異なる可能性を示唆している。

【引用文献】

1. Besley, T., & Ghatak, M. (2007). Retailing public goods: The economics of corporate social responsibility. *Journal of public Economics*, 91(9), 1645-1663.

2. Elfenbein, D. W., Fisman, R., & McManus, B. (2012). Charity as a substitute for reputation: Evidence from an online marketplace. *Review of Economic Studies*, 79(4), 1441-1468.
3. Holmstrom, B., & Milgrom, P. (1991). Multitask principal-agent analyses: Incentive contracts, asset ownership, and job design. *The Journal of Law, Economics, and Organization*, 7(special_issue), 24-52.
4. Katuscák, P., (2004). The impact of personal income taxation on executive compensation. Available at SSRN 649851.
5. Liu, J., Sheng, S., Shu, C., & Zhao, M. (2021). R&D, networking expenses, and firm performance: An integration of the inside-out and outside-in perspectives. *Industrial Marketing Management*, 92, 111-121.
6. Marino, A. M., & Zbojnik, J. (2008). Work-related perks, agency problems, and optimal incentive contracts. *The RAND Journal of Economics*, 39(2), 565-585.
7. Oyer, P. (2008). Salary or benefits?. In *Work, earnings and other aspects of the employment relation* (Vol. 28, pp. 429-467). Emerald Group Publishing Limited.
8. Rajan, R. G., & Wulf, J. (2006). Are perks purely managerial excess?. *Journal of financial economics*, 79(1), 1-33.
9. Voßmerbäumer, J. (2013). Incentive effects and the income tax treatment of employer-provided workplace benefits. *Review of Managerial Science*, 7, 61-84.
10. Yu, F., & Yu, X. (2011). Corporate lobbying and fraud detection. *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, 46(6), 1865-1891.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 村上裕太郎	4. 巻 39
2. 論文標題 近年における税法遵守研究の展開 - RCTを用いたフィールド実験を中心とした文献レビュー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 慶應経営論集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Murakami Yutaro, Shiiba Atsushi	4. 巻 forthcoming
2. 論文標題 Under What Conditions Does the Manager Withhold Segment Information?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Accounting, Auditing & Finance	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1177/0148558X211036248	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Toshiaki Wakabayashi
2. 発表標題 How is the deductible limit determined?: A theoretical analysis and entertainment expenses
3. 学会等名 The Annual Congress of the European Accounting Association (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Toshiaki Wakabayashi
2. 発表標題 Contracting or target setting-which decision rights should be delegated to lower hierarchy?
3. 学会等名 European Accounting Association Annual Congress (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 村上裕太郎
2. 発表標題 国際課税における先端複合研究
3. 学会等名 日本会計研究学会第80回全国大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Toshiaki Wakabayashi
2. 発表標題 Which decision rights should be delegated to lower hierarchy?
3. 学会等名 Korean Accounting Association Annual Global Meeting (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yutaro Murakami and Toshiaki Wakabayashi
2. 発表標題 Contracting or target setting-which decision rights should be delegated to lower hierarchy?
3. 学会等名 AEAJ Workshop
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------